

大阪大学外国語学部学生支援委員会規程

平成 24 年 3 月 8 日
制 定
改正 平 25. 3. 7
最近改正 令 4. 4. 28

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪大学外国語学部教授会（以下「教授会」という。）規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、教授会に置く外国語学部学生支援委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生の奨学金（外国人留学生及び海外派遣学生に係るものを除く。）に関する事項
- (2) 学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関する事項
- (3) 学生の正課外教育に関する事項
- (4) 学生の修学及び生活上の相談及び支援に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 就職ガイダンス等の企画及び実施に関する事項
- (7) 就職に関する情報等の収集及び提供に関する事項
- (8) その他学生の厚生補導、学生生活及び就職支援に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教授会の構成員のうちから外国語学部長が指名する教員 4 人
- (2) 外国語学部なんでも相談室長

2 前項に定めるもののほか、委員会が必要と認めたときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員に加えることができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号に規定する委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 項に規定する委員の任期は、その都度定める。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会、小委員会等)

第 8 条 委員会は、その審議事項に関する専門の事項を調査審議させるため、必要に応じ、委員会に専門委員会、小委員会等を設置することができる。

2 前項の規定により設置された専門委員会、小委員会等は、その調査審議の結果を委員会に報告するものとする。

3 前項に定めるもののほか、専門委員会、小委員会等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(報告)

第 9 条 委員会は、その審議の結果を教授会に報告するものとする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、人文学研究科箕面事務部学生支援係において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 大阪大学外国語学部学生支援委員会規程（平成 19 年 9 月 13 日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。